

第 19 回大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議

議事要旨

1. 日時：2020 年 3 月 4 日（水）15:00～16:50
2. 場所：国立情報学研究所 20 階 実習室 1・2
3. 出席者：

（委員館）

喜連川所長，漆谷副所長／学術基盤推進部長，木下学術基盤推進部次長（以上，国立情報学研究所），阿部館長，鈴木学術情報部長（以上，筑波大学附属図書館），熊野館長，江川事務部長（以上，東京大学附属図書館），須田所長，松本事務長（以上，慶應義塾大学メディアセンター本部），深澤館長（早稲田大学図書館）

（陪席）

細川情報管理課長・大学図書館コンソーシアム連合運営委員会委員長（東京大学附属図書館），小山教授・これからの学術情報システム構築検討委員会委員長（中央大学），高橋参事官補佐，麻沼学術基盤整備室大学図書館係長，大原学術基盤整備室大学図書館係員（以上，文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付），成澤情報企画課長（筑波大学附属図書館），森総務課長（東京大学附属図書館），関口課長（慶應義塾大学メディアセンター本部），笹渕総務課長（早稲田大学図書館），溝口総務部長，樋口学術基盤課長，小野学術コンテンツ課長，平田図書館連携・協力室長，片岡学術コンテンツ課副課長，菅原学術コンテンツ課支援チーム係長，藤井学術コンテンツ課学術コンテンツ整備チーム係長，上野学術コンテンツ課学術コンテンツ整備チーム係長，新妻学術コンテンツ課研究成果整備チーム係長，林学術コンテンツ課研究成果整備チーム係長，木村学術コンテンツ課研究成果整備チーム係員（以上，国立情報学研究所）

4. トピックスレクチャー

議事に先立ち，大学改革支援・学位授与機構の土屋俊特任教授より，国公立大学図書館協力委員会と大学図書館に係る講演があり，以下の意見交換があった。

- 著作権について，図書館に関して主に議論対象となるのは依然として文献複写（紙の資料）である。電子資料に関してはむしろ権利者側で議論の準備ができていないため議論の俎上に上がっていない，というのが日本の現状である。
- 改正著作権法第 35 条にのっとり，授業目的公衆送信補償金制度の運用開始の期日が来年（2021 年）に迫っているが，議論の進展はどのようになっているか。

- 公衆送信権は日本独特の権利であり、しかも授業の中で著作物を利用するという特殊性がある。さらに電子的な著作物の流通においては、従来、契約やクリエイティブコモンズといったかたちでライセンスング、権利行使がなされてきているので、第 35 条の権利制限がどのように機能するのかについて権利者側では十分理解していない。
- 学術的著作物の“生産”が“消費”より多くなってしまっている、つまり研究者は読まれるのを前提にせず論文を書いているのではないか。そうなると、従来の学術出版者のビジネスモデルは消えると考えられる。電子ジャーナル記事のアーカイブ化は意味がなくなってくるのではないか。このようなシフトが起きる中で図書館はどのような役割を果たせば良いのだろうか。
 - 生産が消費を上回っているという状態は中世以来ずっと続いてきているものであり、図書館でも生産されるすべての資料を収集することはできなかったために、いわばフィルターやゲートウェイとしての機能を果たしている。これからもそういった機能を果たして世の中の役に立つことができればよい。
 - 研究者の論文生産は人物評価のために行われているという意味が非常に大きくなっている。Predatory journal による論文出版が増えてしまうと、学術業績を人物採用のフィルターに使えなくなってしまう。今の図書館はよく機能しているともいえるが、これは既得権を守るための営みにすぎないともいえる。
- 世界のトップレベルの大学では論文が昇任の評価指標に使われなくなっていく。論文本数が指数関数的に増えることが、状況を爆発的に変える起爆剤となりはしないか。
 - 論文が評価指標に使われないのは以前からのことであり、また本数が指数関数的に増えるという話も 1 世紀前から言われつづけているので、状況は今後あまり変わらないだろう。
- 今は人口の半分以上が高等教育を受ける時代なので、教員が必要になる。今後は先進国以外においてもその需要は増加していくと考えられるので(MOOC 等で不要になるのであれば別として)、トップレベルより下の層も選別する仕組みが必要ではないかと考えられる。

5. 議事：

(報告事項)

(1) 前回議事要旨について

筑波大学・阿部委員長より、前回議事要旨は既に確定済みである旨の確認があった。

(2) 大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) の活動について

国立情報学研究所（以下 NII）・平田室長より、資料 2 に基づいて報告があり、以下の通り補足があった。

- 資料 2-1 に議事次第が掲載されている 2019 年度 JUSTICE 総会については、新型コロナウイルス感染症対策のため開催しなかった。メール審議を行う方向で準備を進めている（3 月 2 日から 6 日まで審議事項に関する質問・意見を受付し、11 日から審議事項案に対する審議を行う）
- 資料 2-2 の「7. 広報および情報収集・提供に係る活動」に記載していないが、2 月 28 日に論文公表実態調査の 2019 年度実施調査分の報告書を公開した。個別データ提供受付も開始しており、23 大学から申請を受けている。
- 資料 2-3 の「決算報告（案）」は、総会を開催しなかったため追って修正する（＜支出の部＞ 5.総会会場費については、通常はキャンセル料が 100%かかるが、一橋大学の配慮により無料になった）。
- 資料外事項として、事務局員についての状況は改善していない。将来に向けて私立大学図書館協会と広報活動の機会を増やす相談をしているが、直近の問題については解決していない。JPCOAR で行った会員館への職員派遣に係る照会を、JUSTICE でも行ってはどうかということを検討している。

(3) これからの学術情報システム構築検討委員会の活動について

中央大学・小山教授より、資料 3 に基づいて報告があり、以下のような意見交換があった。

- 現状をベースに少しずつ、ボトムアップに色々なものを決めようとしているように見える。将来像を決めて、もっとトップダウンでロードマップを示して進めても良いのでは。
 - トップダウンのほうが早く進む可能性はあるが、各大学図書館が活動の拠り所としている「中央システム」の導入や運用を担っているのは国立情報学研究所であり、その国立情報学研究所でも現在の情報システムや情報環境の状況を検討し、システム更新等でタイミングをひとつひとつ区切ってロードマップ的なものを作りながら議論を進めているので、目標を一定程度定めた議論は行えていると考えている。
 - 問題は、メンバーシップが現在存在しないことである。メンバーシップのありようも睨みながら、全国の大学図書館員が合意形成をできるよう丁寧に議論を進めていくのも、本委員会の役割と考えている。
- 現状に囚われずに、5 年先、10 年先のことを語ってほしい。
 - 一昨年度や昨年度の図書館総合展のフォーラム等では、私見・私案としてそういうものを示しつつ現在の検討事項を紹介してきたつもりである。国立情報学研究所の取り組み状況も見ながら、そのような検討を進めていきたい。

(4) オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) の活動について (報告)

東京大学・江川事務部長より、資料4に基づいて報告があり、以下の通り補足があった。

- 「3. 活動 (1) JPCOAR オープンアクセスリポジトリ戦略 2019~2021 年度に基づく活動」の「戦略5」について、今年度はJPCOAR 参加機関からの事務局員派遣が無かったが、全会員館への職員派遣に係る照会を行ったところ、来年度は1名確保できることになった。派遣元機関からの要望もあり、庶務的な業務だけでなく、企画立案も担当することで派遣者本人の能力開発につながるよう調整している。

(5) SCOAP³ タスクフォースの活動について (報告)

東京大学・細川課長より、資料5に基づいて報告があった。

(6) 国立情報学研究所の学術コンテンツ事業について (報告)

NII・小野課長より、資料6に基づいて報告があり、以下のような補足があった。

- 「5.国際学術情報流通基盤整備事業について」に記載されている学術情報流通推進委員会は、3月2日に第2回会合を開く予定だったが中止し、メールでの意見交換に切り替えた。
- 「6. SCOAP³について」に「2020年からの追加拠出」とあるが、具体的には2020年分の支払を年度が明けてから行うこととなるので、追加拠出について調整が間に合えばそこで行いたい。

(7) 国立情報学研究所 教育研修事業について (報告)

NII・小野課長より、資料7に基づいて報告があった。

(8) 国公立大学図書館協力委員会の最近の動向について (報告)

筑波大学・鈴木部長より、資料8に基づいて報告があった。

(9) その他

以下の情報提供があった。

- 読書バリアフリー法について (2019年6月21日成立)
 - 第7条に「文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 (以下この章において「基本計画」という。) を定めなければならない。」とあることを受け、関係者協議会を5回開催し、基本計画を策定しつつある。策定した内容については改めて示したいと思っている。
 - 同法の条文にある通り、大学等の附属図書館においては円滑な利用のための

支援の充実が求められている。国立国会図書館との連携のみならず様々な観点から支援の充実を図るため、4月以降、大学図書館で制作された視覚障害者用データの活用方法を文部科学省と国立情報学研究所とで考えていきたい。各図書館の協力をお願いしたい。

- 国立大学図書館協会シンポジウムについて（2020年3月27日予定）
 - 新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止となる見込みである。後日通知する。また改めて企画する予定である。

以 上